

島 根 県 緊急医師確保 対策の 学 金 手 引 き

(平成28年2月)

島根県健康福祉部医療政策課医師確保対策室

TEL 0852-22-6684

目 次

〔Ⅰ〕	奨学金の概要	3
	1 目的	
	2 対象	
	3 貸与額及び貸与期間	
	4 返還免除	
〔Ⅱ〕	返還の免除	6
	1 免除要件	
	2 従事期間の計算	
〔Ⅲ〕	返 還	7
	1 返還事由	
	2 返還の特例	
〔Ⅳ〕	貸与決定後の手続き	8
	1 貸与の決定	
	2 奨学金の交付申請、交付決定	
	3 奨学金の2年目以降の交付	
	4 借用証書の提出	
〔Ⅴ〕	卒業後の手続き	10
	1 返還免除までの期間に必要な手続き	
	2 返還の免除申請	
	3 その他届け出が必要な事柄	
〔Ⅵ〕	サポート体制	12
	1 大学在学中のサポート	
	2 大学卒業後のサポート	
〔Ⅶ〕	個人情報の取扱い	14

■よくある質問

■様式集及び様式記載例

〔 I 〕 奨学金の概要

1 制度の目的

島根県では離島や中山間地域のみならず、市部の中核病院においても医師不足が深刻化しています。

そこで緊急医師確保対策枠奨学金は、将来、島根県内の医療機関に勤務しようとする方に対し、奨学金を貸与することにより、県内の医師の確保及び充実を図ることを目的としています。

2 対象

将来、県内の指定医療機関(※1)及び特定地域医療機関(※2)で、一定期間医師の業務に従事する意志のある島根大学医学部医学科緊急医師確保対策枠推薦入学者の方を対象とします。

指定医療機関 ※1

- ① 県内の次の者が開設する病院又は診療所
 - ・ 県、市町村、地方公共団体が組織する組合（地方自治法第284条第1項の組合）、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会
- ② 臨床研修指定病院（医師法第16条の2第1項の規定に基づく厚生労働大臣の指定を受けた病院）
- ③ へき地医療拠点病院（へき地保健医療対策実施要綱に基づき知事の指定を受けた病院）
- ④ 指定病院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定により知事の指定を受けた病院）
- ⑤ その他知事が認める病院又は診療所

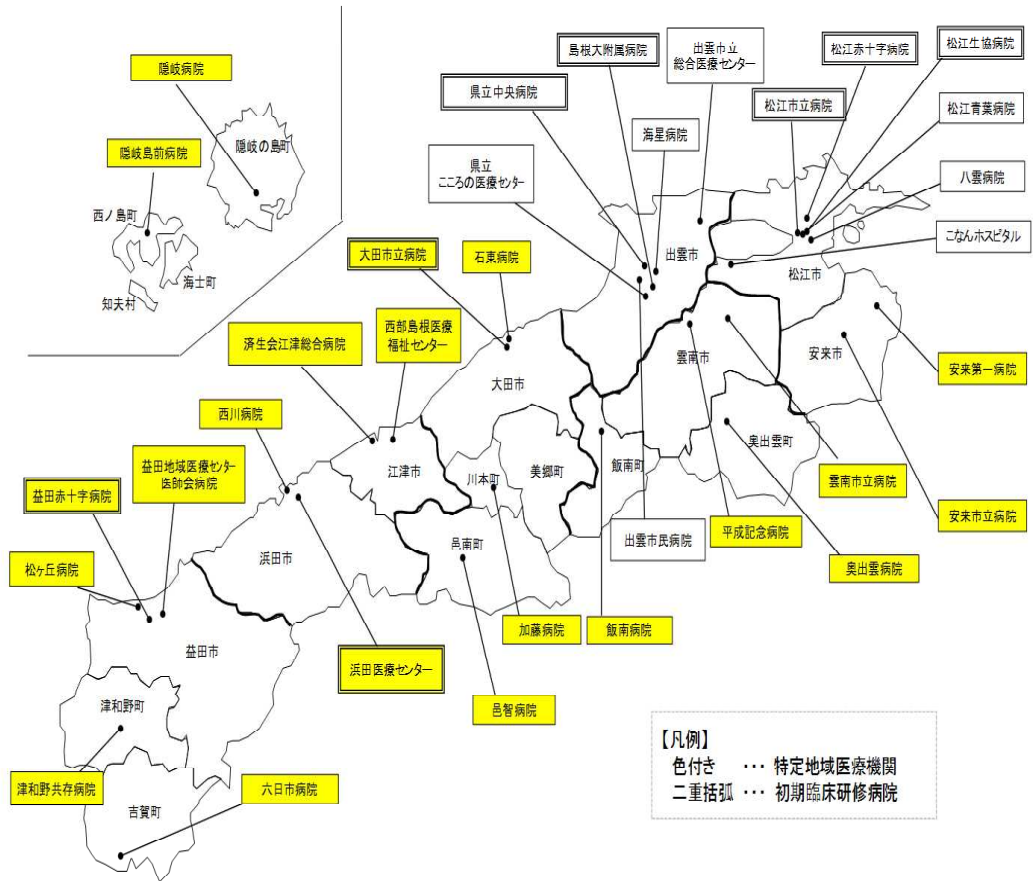
特定地域医療機関※2

上記の指定医療機関のうち、松江市（旧美保関町を除く。）、出雲市（旧多伎町、旧佐田町を除く。）に所在しないもの

主な指定医療機関及び特定地域医療機関 (H28年2月現在)

圏域	指定医療機関	特定地域医療機関	初期臨床研修病院	圏域	指定医療機関	特定地域医療機関	初期臨床研修病院
松江	松江市立病院		○	大田	大田市立病院	○	○
	松江生協病院		○		石東病院	○	
	松江赤十字病院		○		社会医療法人仁寿会加藤病院	○	
	医療法人青葉会松江青葉病院				公立邑智病院	○	
	医療法人仁風会八雲病院			浜田	国立病院機構浜田医療センター	○	○
	医療法人同仁会こなんホスピタル				医療法人社団清和会西川病院	○	
	安来市立病院	○			島根整肢学園西部島根医療福祉センター	○	
	社会医療法人昌林会安来第一病院	○			島根県済生会江津総合病院	○	
雲南	雲南市立病院	○		益田	益田赤十字病院	○	○
	医療法人陶朋会平成記念病院	○			益田地域医療センター医師会病院	○	
	奥出雲町立奥出雲病院	○			医療法人正光会松ヶ丘病院	○	
	飯南町立飯南病院	○			津和野共存病院	○	
出雲	出雲市民病院			隠岐	社会医療法人石州会六日市病院	○	
	島根県立中央病院		○		隠岐広域連立隠岐病院	○	
	島根大学医学部附属病院		○	隠岐広域連立隠岐島前病院	○		
	出雲市立総合医療センター						
	島根県立こころの医療センター						
	医療法人同仁会海星病院						

※上記のほか、公立診療所(保健所含む)も指定医療機関等に入ります。



3 貸与額及び貸与期間

(1) 貸与額

修学費	100,000円 (月額)
授業料相当額	535,800円 (年額)
入学金相当額	282,000円 (入学年のみ)

(2) 貸与期間

大学の課程を修了する月まで貸与します。ただし、正規の修業年限を超えることはできません。

例) 1年次から貸与した場合で1年留年したときは、7年目は貸与しません。

4 返還免除

大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、指定医療機関で臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間医師の業務に従事（うち、特定地域医療機関で4年以上勤務が必要）した場合、貸与金全額の返還が免除されます。

※勤務イメージ図（参考例）

 ……県内勤務 ※県内勤務のうち4年間は過疎地域に所在する医療機関で勤務

年齢	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
卒後年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
勤務等	初期臨床研修											

この期間（10年間）の間に、7年間を県内で勤務

◎平成27年度入学者から「卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期及び後期の臨床研修を受ける」ことが出願要件となっています。

※勤務イメージ図（参考例）

 ……県内勤務 ※県内勤務のうち4年間は過疎地域に所在する医療機関で勤務

年齢	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
卒後年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
勤務等	初期臨床研修		後期研修									

この期間（7年間）の間に、4年間を県内で勤務

◆返還の免除に係る詳細は、P6「返還の免除」をご覧ください。◆

〔Ⅱ〕 返還の免除

1 免除要件

以下の事項を満たした場合、この奨学金の返還を免除します。

大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から、12年を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間医師の業務(臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。)に従事(特定地域医療機関において4年以上医師の業務に従事した場合に限る。)したとき。

2 従事期間の計算

返還の免除に係る従事期間の算定では、指定医療機関及び特定地域医療機関の職員となった日の属する月から、指定医療機関及び特定地域医療機関の職員でなくなった日の属する月までの、月単位で計算します。

なお、従事期間を算定する場合において、当該期間中に次の各号に掲げる期間があるときは、その開始の日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除きます。

- (1) 休職(業務に起因する休職を除く。以下同じ。)又は停職の期間
- (2) 初期臨床研修以外で研修を受けることを目的として医師の業務に従事(診療行為を行わないで専ら研修又は研究をすることをいう。)する期間

注) 1 初期臨床研修は、県内の臨床研修病院のプログラムで実施してください。

2 義務履行に係る時期や勤務先については、希望と県内医療機関との調整により決まります。

3 連続で勤務しても、期間を区切って勤務しても構いません。義務履行に必要な在職期間の計算は、在職証明書により行います。

〔Ⅲ〕 返 還

1 返還事由

以下のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた奨学金の全額と、知事が別に定める場合を除き各月の貸与額についてその交付を受けた日から当該事由の生じた日までの日数に応じ年10%の利子を付けた金額との、合計額を一括返還しなければなりません。

- ・退学したとき
- ・心身の故障のため島根大学の医学課程、初期臨床研修を修了する見込みがなくなったとき
- ・学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ・指定医療機関に勤務する意思がなくなったことにより、奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- ・大学の医学課程を修了した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき
- ・業務上の事由によらない死亡、又は心身の故障により医師の業務に従事できないとき
- ・大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して12年を経過する日までに、貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号。以下「条例」という。)第2条の表緊急医師確保対策枠奨学金の項に規定する免除の条件(P6[Ⅱ]-1免除要件)を達成できない見込みとなったとき
- ・その他、知事が必要と認めたとき

2 返還の特例

上記1にかかわらず、知事が特に必要と認めたときなどは、返還の時期及び方法について、特例を受けることができます。

特例を受ける場合、返還は1回払い(支払期限は、返還事由が生じた日から起算して3ヶ月以内。)、年賦、半年賦もしくは月賦の均等返還によるものとなりますが、均等返還の期間は貸与期間を超えることができません。

また、納入通知書にある返還期限に遅れた場合には、別途延滞金(年利15%)が必要となります。

返還の免除となる条件に該当しない可能性がある場合は、できるだけ早く担当者にご相談ください！！

〔Ⅳ〕 貸与決定後の手続き

1 貸与の決定

提出された申請書類を審査のうえ貸与の決定を行い、通知します。

2 奨学金の交付申請、交付決定

貸与決定となった方には、決定通知書のほか、奨学金の交付に必要な次に掲げる書類をお送りしますので、必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。

【提出書類】

① **緊急医師確保対策枠奨学金交付申請書**（様式第4号）

② **被貸与者本人の口座振替申出書**

注1) インターネットバンクは、県の会計の都合上利用できません。

注2) 通帳の氏名のページのコピーを添付してください。

口座名義（カタカナ）や番号に誤りがあると入金できなくなります。確認のために必要ですので提出をお願いします。

③ **しまね地域医療支援センター登録申込書**

※P12～13参照

※上記の書類が提出された後に、交付決定を通知するとともに、申し出の口座に入金します。（入金日は、交付決定の際にお知らせします。）

3 奨学金の2年目以降の交付

2年目以降の交付を受ける前年度の3月中に、毎年度、次年度の交付申請についてのお知らせを行い、次に掲げる書類をお送りしますので、必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。

【提出書類】

① **緊急医師確保対策枠奨学金交付申請書**（様式第4号）

② **大学長の在学証明書**

※4月1日以後の日付のもので、在学する学年が記載されたものを提出してください。

③ **その他** 住所変更など連絡先変更届け（該当者のみ、様式任意）

※上記の書類が提出された後に、交付決定を通知するとともに、申し出の口座に入金します。（入金日は、交付決定の際にお知らせします。）

4 借用証書の提出

貸与期間が終了したときに（6年次の3月）、借用証書を提出していただきます（収入印紙とともに連帯保証人の印が必要です。）。時期が来たら、様式をお送りしますので、指定された提出期限までに提出をお願いします。



〔V〕 卒業後の手続き

1 返還の免除までの期間に必要な手続

提出いただく様式については、前年度の3月中に、ご自宅もしくは勤務先の医療機関にお送りします。

(1) 卒業したとき

大学を卒業したときは、①～④を4月30日までに提出してください。

① **緊急医師確保対策枠奨学金返還猶予申請書**（様式第10号）

② **卒業証書の写し又は卒業証明書**

③ **医師免許証の写し**

※4月30日までに医師免許証の写しの提出が間に合わない場合は登録済証明書[※]の写しを提出してください。その後、医師免許証が交付され次第、写しを提出してください。

④ **在職証明書**

→様式は任意です。（様式例参照）

勤務先の様式で良いですが、在職されている医療機関の代表者の印のあるものを提出してください。

(2) 卒業後2年目から返還免除までの期間

返還免除されるまでの期間、毎年度4月30日までに次に掲げる書類を提出してください。

また、勤務場所や住所が変更になった場合には、その都度、②及び③の書類を提出していただきますようお願いいたします。

① **緊急医師確保対策枠奨学金返還猶予申請書**（様式第10号）

② **在職証明書**

③ **連絡先の変更等の届け**（様式任意）

※県からの返還猶予決定

(1)又は(2)の文書の提出いただいた後、猶予決定通知をお送りします。

2 返還の免除申請

返還免除に必要な期間の勤務が終了した場合には、次の書類により返還免除の申請をしていただきます。

提出いただく様式は、事前に勤務先の医療機関にお送りします。

- ① **緊急医師確保対策枠奨学金返還免除申請書**（様式第11号）
- ② **在職した指定医療機関の在職証明書**
- ③ **医師免許証の写し**

※県からの返還免除決定

返還の免除の申請をしていただいた後、返還を免除したことを証する書類をお送りします。

3 その他届け出が必要な事柄

貸与期間中及び返還免除に係る業務従事の期間中に、次に掲げる事項に該当した場合には文書による届出をしていただくことになりますので、まずは電話、メール等により担当者まで連絡をしてください。

- ① 氏名又は住所を変更したとき
- ② 退学し、休学し、停学の処分を受け、又は復学したとき
- ③ 心身の故障のため島根大学の医学課程を修了する見込みがなくなったとき
- ④ 初期臨床研修を中止したとき
- ⑤ 年度当初に在職証明書を提出した勤務先を変更したとき
- ⑥ 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき
- ⑦ 連帯保証人を変更したとき
- ⑧ 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき
- ⑨ この奨学金以外の奨学金（医師として勤務することを条件に返還が免除されるものに限る。）を受け、又はその返還が免除されたとき

〔VI〕 サポート体制

1 大学在学中のサポート

(1) 地域医療実習 ※別添のチラシ参照

県では、島根の地域医療に対する理解を深めてもらうため、島根大学と協力して中山間地や離島の医療機関等での地域医療実習を実施しています。毎年度、夏季と春季の2回実施しますので、参加してください。

(2) 島根大学医学部地域医療支援学講座

島根大学医学部地域医療支援学講座は、県の寄附講座として平成22年4月に開設され、地域枠や奨学金の貸与を受けている学生への支援や、地域医療実習等の地域医療に関する様々な取組みを行っています。

地域医療支援学講座が実施する面談や交流会等を積極的に活用してください。

※詳しくはホームページ (<http://www.communityshimane.jp/>) をご覧ください。

2 大学卒業後のサポート

(1) 一般社団法人しまね地域医療支援センター

一般社団法人しまね地域医療支援センターは、若手医師のキャリア形成を支援することを主要な目的として、医療機関、医師会、島根大学、市町村、島根県等が会員となって設立されました。

しまねの医療（出身地域の医療）に貢献する意志を持った島根大学地域枠出身の医師や、一定期間島根県内の医療機関で勤務することが返還免除条件となる奨学金・研修支援資金を受けられた医師が、期待される勤務の中でしっかりとキャリアアップできるキャリアプランの作成を支援し、しまねで安心して研修・勤務できるよう支援します。

【卒前からの支援】

「しまね地域医療支援センターマガジン」等により、県内の医療情報や研修情報などを情報提供

【卒後の個別支援】

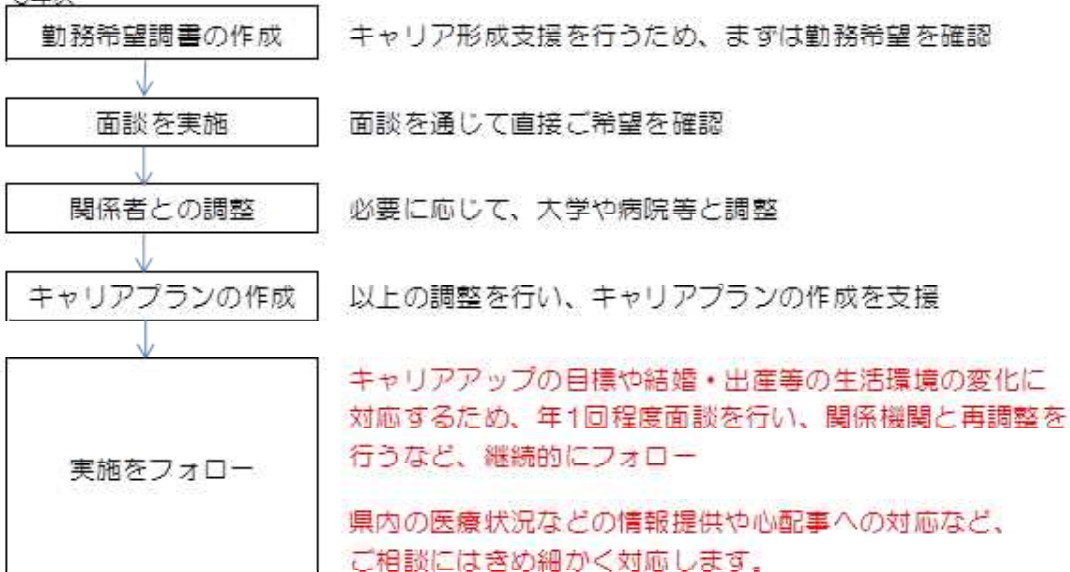
・本人の勤務希望と奨学金返還免除に必要な勤務が両立できるよう、本人との面談や関係医療機関との調整を通じて、個別のキャリアプランの作成を支援

・キャリアアップの目標や結婚・出産等の生活環境の変化に対応するため、年1回程度継続的に面談を行い、きめ細かくフォロー



《キャリア形成支援の流れ》

6年次



〔Ⅶ〕 個人情報の取扱い

本奨学金では、個人情報を以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、収集した個人情報は、目的の範囲内で、貸与者が在籍する大学、しほね地域医療支援センター等の関係機関へ提供することがあります。

- ①奨学金の受付、審査、貸与決定、交付等に関する事務の実施
- ②奨学金貸与者の現況確認、返還猶予、返還免除、返還等に関する事務の実施
- ③島根県の医師確保対策等行政施策の推進のための資料作成等
(個人が特定できないように処理します。)



■よくある質問

Q 1	貸与の申請をすれば、必ず貸与を受けることができますか。
A 1	奨学金を受けることが受験時の出願要件となっていますので、申請者全員に必ず貸与します。
Q 2	連帯保証人については、何か要件がありますか。
A 2	連帯保証人は、独立の生計を営む者が1名必要です。 申請者の保護者を充てることも可能です。 なお、申請者の配偶者は除きます。
Q 3	貸与期間の「正規の就業年限を超えることはできない」とは、具体的にはどういうことですか。
A 3	1年生から貸与を受けた場合には、6年間貸与を受けることができます。途中で留年をした場合には、在学期間が7年であっても貸与を受けることができるのは6年間です。
Q 4	授業料相当額の振り込みはいつですか。
A 4	授業料相当額は、5月と10月に分けて、半額ずつ交付します。 なお、月額で交付する修学費は、毎月10日前後を目途に交付しますが、年度初めの4月分は手続きの都合上遅れるため、5月分とともに、5月に交付します。
Q 5	国家試験に不合格になった場合は、どうなりますか。
A 5	大学の医学課程を修了した日から2年以内に医師免許を取得しないときは、返還となります。 医師免許の交付日は4月ですので、翌年の国家試験に合格しない場合返還となります。
Q 6	指定医療機関に勤務する場合の場所や時期は、どのようにして決まりますか。
A 6	本人の希望と指定医療機関との調整により決まります。 県は、情報提供をすることはあっても強制することはありません。
Q 6	初期臨床研修で、県外病院とのたすきがけプログラムを選択することはできますか。
A 6	初期臨床研修は、島根県内の指定医療機関（特定地域医療機関）のプログラムであれば、県外病院とのたすきがけプログラムも選択できます。 ただし、県外の医療機関の在職証明期間は、返還免除となる勤務期間には含まれません。 詳しくは、次ページの表を参照ください。

◆返還免除条件と初期臨床研修について

返還免除条件 (6年間貸与の場合) ※P5の「4 返還免除」参照		初期臨床研修			
		島根県内の臨床研修病院、大学のプログラム		県外の臨床研修病院、大学のプログラム	
			※県外病院との たすきがけプログラム		※島根県内の病院との たすきがけプログラム
卒業後12年の間に、島根県内の医療機関で初期臨床研修を行い、その期間も含め島根県内の指定医療機関で9年間勤務。 ※9年間のうち、4年間は過疎地域の指定医療機関に勤務	選択	選択必須	選択可	選択不可	選択不可
	義務履行	県内指定医療機関の在職証明期間を勤務期間に含む。	県外医療機関の在職証明期間は勤務期間に含まない。	-	-

【問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
 島根県健康福祉部医療政策課 医師確保対策室
 TEL 0852-22-6684
 FAX 0852-22-6040
 E-mail iryou@pref.shimane.lg.jp

県ホームページから各種様式がダウンロードできます。

(<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/kenko/iryo/ishikakuhotaisaku/syogakukin.html>)

